

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会

会 長 中川 俊男

（公印省略）

令和 2 年度 在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の
開催について

今般、日本医師会では、令和 2 年度厚生労働省在宅看取りに関する研修事業の委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後 24 時間経過して死亡した場合であっても、下記 a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされたことを受け、平成 28 年度厚生労働科学研究において情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）が策定されたところです。（平成 29 年 9 月 19 日日医発第 595 号通知参照）

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、昨年度より日本医師会が厚生労働省の委託を受け、開催しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に鑑み、今年度研修は別紙の要領で開催することとなりました。

また、今年度研修より、本研修会を受講する看護師が遠隔死亡診断においてサポートする医師の受講（但し、e-learning による動画視聴のみ）も可能となりました。

貴会におかれましては、上記の制度趣旨をご理解いただき、看護師を対象とする標記研修会についての情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず研修会開催を延期もしくは中止する場合がありますことを予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

開催要領

1 研修形式

〈座学〉 e-learning 形式により、法医学に関する講義、看護に関する講義を視聴

〈演習〉座学を終えた後、下記のいずれかの会場において、「演習」受講

(1) 東京会場 定員 20 名
令和 3 年 2 月 21 日 (日)

(2) 大阪会場 定員 20 名
令和 3 年 2 月 27 日 (土)

〈実地研修〉大学法医学教室及び監察医務機関等において、解剖、死体検案を見学

2 対象者

原則として、以下の要件 (ア～カ) のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

(ア) 看護師としての実務経験 5 年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が 3 例以上ある。

(イ) 看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において 3 年以上の実務経験を有し、その間に患者 5 名に対しターミナルケアを行った(※1)ことがある。

※1 ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前 14 日以内に、2 回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

(ウ) 実務において ICT を活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。(医師の同意書を提出)

(エ) 「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること

(オ) 所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること

(カ) 所定の期間内に 2 体以上の死体検案又は解剖に立ち会う実地研修(※2)が履修できること

※2 ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関等において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

3 プログラム

別添参照

4 備考

e-learning による講義視聴、会場における演習参加および実地研修の全プログラムを履修した者に修了証を交付する。

※ 詳細は本研修会の案内サイト http://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/009721.html をご参照ください。

以 上

令和2年度 在宅看取りに関する研修事業
医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会

座学 (e-learning 視聴)		
所要時間	内 容	講 師
60 分	わが国の死因究明制度	・ 厚生労働省医政局担当者
90 分	法医学に関する一般的事項① ・ 死因論 ・ 内因性急死	・ 木林 和彦 (東京女子医科大学医学部法医学講座 教授)
90 分	法医学に関する一般的事項② ・ 外因死	・ 美作 宗太郎 (秋田大学大学院医学系研究科医学専攻社会 環境医学系法医学講座 教授)
60 分	法医学と看護	・ 柳井 圭子 (日本赤十字九州国際看護大学 教授)
40 分	ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～ ・ 課題提示を含む	・ 尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授)

演習 (会場での受講)		
東京	令和3年2月21日(日)	※11:30 集合 事務連絡、開講挨拶
大阪	令和3年2月27日(土)	
12:00～15:00 (180 分)	実際に使用する機器を用いた医師との 情報伝達のシミュレーション ー死亡確認後の説明と死亡診断書の 交付の仕方ー (含む DVD 視聴)	〈進行〉 大澤 資樹 (東海大学医学部基盤診療学系法医学 教授)
15:10～16:10 (60 分)	ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～ (ロールプレイ)	〈進行〉 尾崎 章子 (東北大学大学院医学系研究科 教授)
16:10～16:50 (40 分)	ICT を利用した死亡診断に関する在宅 看取りの実践についての意見交換	
16:50～16:55 (5 分)	閉会挨拶	
16:55～17:25 (30 分)	実地研修、修了証交付の手続き等に関する説明、アンケート記入	事務局

※本プログラムは予定であり、研修会開催までに変更の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず本研修会の実施を延期、もしくは中止する場合がありますことをあらかじめご了承ください。